○経済産業省令第十四号

特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和四年三月十五日

経済産業大臣　萩生田光一

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（特許法施行規則の一部改正）

第一条　特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

様式第三、様式第十四、様式第十五、様式第十八、様式第三十二、様式第三十七の二、様式第五十五から様式第五十六まで、様式第五十七から様式第六十まで、様式第六十一の二、様式第六十一の四、様式第六十二、様式第六十三の二及び様式第六十五を次のように改める。

様式第３（第４条の２関係）

特　許
印　紙

期間延長（期日変更）請求書

（　円）　　（令和　年　月　日）

特許庁長官　殿
（特許庁審判長　殿）

1　事件の表示
2　請求人
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）
3　代理人
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）
4　請求の内容

［備考］

1　用紙は、日本産業規格Ａ列４番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

2　余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々２cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。

3　文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書く。

4　特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。特許法第195条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第４号12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「４　請求の内容」の欄の次に「５　納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。特許法第195条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「請求人」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「４　請求の内容」の欄の次に「５　指定立替納付」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。

5　あて先は、特許異議、審判又は再審に係属中の場合はその事件に係る特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。

6　「事件の表示」の欄には、特許異議に係属中のものについては「異議○○○○－○○○○○○」のように特許異議の番号を、審判に係属中のものについては「無効○○○○－○○○○○」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては「再審○○○○－○○○○○」のように再審の番号を、特許権の存続期間の延長登録の出願についての場合には「特願○○○○－○○○○○○」のように延長登録出願の番号を記載する。

7　「住所（居所）」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。

8　「氏名（名称）」は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。

9　氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。

10　日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名（名称）」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。

11　代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。